平成２４年（フ）第１３９号
愛知県刈谷市一ツ木町７丁目20番地４　ハイツあいづま203号
債務者　安藤　信之
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０３０号
大阪市西淀川区御幣島３丁目４番５―1518号
債務者　黒坂　　昇
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤内　健吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９号
長野県上高井郡小布施町大字小布施618番地７
債務者　山口　　勇
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
長野県上高井郡小布施町大字小布施618番地７
債務者　山口　恵美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７９５号
名古屋市西区平中町374番地の１　グレイス犬飼５Ａ号
債務者　藤岡　　立
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　治雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地157
債務者　佐野　良昭
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第５３号
福島県伊達郡川俣町字赤坂６番地
債務者　作田　秋男
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５６号
福島市町庭坂字中通12番地の39
債務者　二丹　君江
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１８号
茨城県土浦市中貫1568番地８
債務者　江尻　貴子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第７２号
茨城県つくば市森の里２番地13
債務者　松原美津子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第７９号
茨城県石岡市三村1361番地
債務者　太田　　諭
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８８号
茨城県かすみがうら市下稲吉3193番地12　コーポ豊１－Ｃ
債務者　瀬崎　哲夫
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第９２号
茨城県石岡市真家2447番地11
債務者　藤岡　修一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２３号
千葉県長生郡一宮町一宮8351番地36
債務者　森田耕太郎
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
千葉県長生郡白子町牛込243番地11
債務者　斉藤　順子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
千葉県長生郡白子町五井2324番地１　８号棟
債務者　高橋　久美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
金沢市黒田２丁目41番地　矢木ハイツ201号、従前の住所金沢市大浦町ヘ228番地１
債務者　藪内　正勝
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
金沢地方裁判所